

北秋田市販売促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターネットを利用した自社商品、サービス等（以下「商品等」という。）の販路開拓又は販売促進に取り組む市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内でECサイトの開設、改修及びモール型ECサイトへの出店等並びに物産展等へ参加するために必要な経費の一部を補助することにより、市内事業者の活性化を図り、事業の拡大及び販路開拓を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ECサイト」とは、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）を行うインターネット上の店舗をいう。

2 この要綱において「モール型ECサイト」とは、統一された通信販売の方法により、消費者等が複数のインターネットショップ及び商品等を閲覧し、又は購入することができるインターネット上のWEBサイトをいう。

3 この要綱において「物産展等」とは、対面方式により開催される展示会、商談会、物産展その他これらに類する催事をいう。

4 この要綱において「商工団体等」とは、商業サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体のことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる各号をすべて満たす者とする。

- (1) 北秋田市（以下「市」という。）に本店、事業所を有している中小企業者又は市の住民基本台帳に記載されている個人事業主並びに商工団体等
- (2) ECサイトを開設又はモール型ECサイトへ出店している者並びにECサイトの開設、改修又はモール型ECサイトへ出店をする者
- (3) 市民税等の滞納をしていない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業及び同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものでない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社商品、サ

ービス等の販路開拓又は販売促進のために行う事業で、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ECサイト等構築事業 自社商品、サービス等の販路開拓を目的として実施するECサイトの開設及び改修、モール型ECサイトへの出店及び出品並びに運営
- (2) 物産展等出展事業 市内において、生産、製造、加工及び開発された商品並びにサービス等を市外において、不特定多数の者に周知することを目的として実施する物産展等への参加で、市長が別に定めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表1に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2に掲げる額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとし、補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額を含まない。
- 3 同一事業において、国、県その他公共団体から補助等を受けている場合は、当該補助金額を対象経費から控除するものとする。
- 4 補助金の交付は、ECサイト等構築事業については1事業者1回を限度とし、物産展等出展事業については当該年度につき、原則1事業者2回を限度とする。

(補助対象期間)

第7条 補助事業の対象期間は、第8条による交付の決定を受けた日以降から、事業完了日又は当該年度の3月31日までの期間のいずれか早い方とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費の根拠資料（見積書、パンフレット等の写し）
- (3) 誓約書

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査及び交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 申請者は、補助事業が完了した場合、補助金実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書、支払明細書等の写し）
- (3) 事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出は、当該年度の 3 月 31 日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は前条の規定による報告を受領した場合、その内容を審査及び必要に応じて調査を行い、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、請求書（様式第 5 号）により当該補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領した場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第 13 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが認められた場合は、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に対し補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

【補助対象経費】

事業区分	経費区分	補助対象経費
E C サイト等 構築事業	手数料	登録料、アカウント開設費などに要する費用
	委託費	デザイン作成費、登録商品の撮影費、ストア用バナー作成費、プログラミングなどの委託に要する費用
	広告宣伝費	チラシ、パンフレット、販促用グッズなど広報物の作成に要する経費
	その他	上記以外に要する費用で、市長が適当と認める経費
物産展等出展 事業	出展料	出展料、会場使用料など出展等に当たり負担する経費
	小間装飾費	看板製作費、小間内設備借上げ料、小間内設備光熱水費、設営及び撤去費用など小間装飾に要する経費
	広告宣伝費	チラシ、パンフレット、販促用グッズなど広報物の作成に要する経費
	梱包運送費	商品、資材、備品等の梱包又は運送に要する経費
	旅費	公共交通機関利用運賃、有料道路通行料、レンタカー代、宿泊料など開催地までの移動、宿泊に要する経費 ※食費・駐車場代は原則対象外（宿泊料に朝食代が含まれる場合を除く） ※宿泊料については、1 泊当たり 1 人 2 万円を上限とし、泊数に限らず 1 事業所当たり 10 万円を上限とする。※旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとする。
	人件費	説明員、販売員などの雇い入れに要する経費 ※出展に伴い、臨時に雇い入れる場合に限る。
	賃借料	調理機器、キッチンカー、冷凍庫など必要な設備の賃借料
	その他	上記以外に要する費用で、市長が適当と認める経費

別表 2

【補助金の額】

事業区分	補助率	上限額
E C サイト等構築事業	2 分の 1	10 万円
物産展等出展事業	3 分の 2	20 万円